

令和4年2月1日
東京税関

東京税関における新型コロナウイルス感染症陽性者の判明について

【概要】

令和4年1月31日（月）、東京税関羽田税関支署の職員が新型コロナウイルス感染症に係る検査の結果、陽性であることが判明しました。

【当該職員の業務内容等】

- 当該職員は、東京税関羽田税関支署（東京都大田区）における業務に従事する中で、一部の関係事業者の方と接する機会がありましたが、マスク着用等の感染防止策を講じておりました。
- 1月29日（土）以降は、東京税関羽田税関支署での勤務はありません。

【東京税関羽田税関支署の対応】

- 東京税関羽田税関支署においては、当該職員が執務等をした区画について、清掃・消毒を実施しております。
- 現時点において、発熱等の症状のある職員は業務に従事しておりません。

【問合せ先】

東京税関 総務部税関広報広聴室
TEL：03-3599-6264